

パスポートの記載事項に変更があった場合 『記載事項変更旅券』に変わります！

3月から、お手持ちのパスポートの記載事項（氏名、本籍の都道府県）に変更が生じたときは、「記載事項変更旅券」という新たなパスポートが発給されることになりました。

新しい「記載事項変更旅券」は、これまでの「記載事項訂正旅券」では出入国手続きに時間を要したほか、渡航先での手続きなどに支障が生じていたことから導入されたもので、これにより、安全で確実な渡航が確保されます。

■記載事項変更旅券とは

- 現在お持ちのパスポートを返納し、返納したパスポートと有効期間満了日が同一の新しいパスポートが発行されます。
- 記載事項変更後の内容が、顔写真のページやICチップに反映されます。
- パスポートの署名は変更後の氏名となり、顔写真も新しいものになります。
- 申請手数料は1件6,000円です。

■申請時に必要なもの

- ・現在有効な旅券
- ・パスポート用写真（6か月以内に撮影したもの）
- ・印鑑
- ・変更事項の内容が分かる戸籍謄本または抄本（発行から6か月以内のもの）

■申請手続きの場所

北見市役所 まちきた大通ビル庁舎4階 戸籍住民課窓口

※これまでの「訂正旅券」の制度は3月に廃止となりましたが、すでにこの訂正旅券をお持ちの方は、有効期間満了日まで引き続き使用することができます。



○問合せ 町民課戸籍年金係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）

国税専門官を募集

■受験資格

- 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの方
- 平成5年4月2日以降生まれの方で大学を卒業したなど別に定める方

■申込み受付期間

- インターネット
4月1日(火)9時～4月14日(月) (受信有効)
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- 郵送または持参 4月1日(火)2日(水)

※両日の消印のみ有効。持参は、2日間のみ。
原則としてインターネット申し込みをご利用ください。

■試験日

- 第1次試験 6月8日(日)
- 第2次試験 7月15日(火)～23日(水)のうち指定する日

■合格発表

- 第1次試験 7月1日(火)
- 最終合格者 8月20日(水)

■問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当
(☎011-231-5011 内線2315)
北見税務署総務課 (☎23-7151)

児童扶養手当や特別児童扶養手当 などの支給額が改定されました

ひとり親家庭や重度障がいのある方、その保護者の方に対し、児童扶養手当や特別児童扶養手当などが支給されていますが、平成26年4月から物価指数の変動などにより、支給額が減額となりました。

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、ひとり親で児童を養育している方などに支給される手当です。

■特別児童扶養手当 20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支

給される手当です。

■特別障害者手当 20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。

■障害児福祉手当 20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。

■福祉手当（経過措置分）

昭和61年3月末日まで福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれかの支給を受けられなかった人に支給される手当です。

■支給額（月額）平成26年4月分から支給額が減額となりました。

手当の種類	平成26年3月分まで		平成26年4月分	
	全部支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額	全部支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額
児童扶養手当 (児童が1人の場合)	41,140円	41,130円～9,710円	41,020円	41,140円～9,680円
特別児童扶養手当(1級)	50,050円		49,900円	
特別児童扶養手当(2級)	33,330円		33,230円	
特別障害者手当	26,080円		26,000円	
障害児福祉手当	14,180円		14,140円	
福祉手当(経過措置分)	14,180円		14,140円	

■問合せ 福祉保健課（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

心の病気で治療中の方に
交通費の一部を助成

○対象の病気

統合失調症・そううつ病・認知症疾患・アルコール依存症・精神神経症てんかん・自閉症・精神発達遅滞など

○助成範囲および助成額

町外（道内に限る）の医療機関に通院する際、公共交通の最も低額な交通機関で通院した場合（自家用車利用の場合も公共交通機関に合わせる）の2分の1の額を助成します。

○助成対象医療機関

指定自立支援医療機関（精神通

特定疾患などで治療中の方に
交通費の一部を助成

○対象となる「特定疾患」など

「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受給者証」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります。

○助成範囲および助成額

町外（道内に限る）の医療機関に通院する際、公共交通の最も低額な交通機関で通院した場合

院医療に限る）とします。ただし、18歳未満のお子さんに関しては、北海道緑ヶ丘病院、札幌市立病院清療院など、「北海道児童思春期メンタルヘルス相談対応ガイドブック」（平成18年3月発行）に掲載の医療機関を対象とします。

○申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
- ③金融機関の振込口座番号
- その他 当該年度（4月から6月の場合）は前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

○申請に必要なもの

- ①対象となる「特定疾患」などの受給者証、または認定書などの写し
- ②印鑑
- ③通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
- ④金融機関の振込口座番号
- その他 当該年度（4月から6月の場合）は前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。